

○丹波篠山市広告事業取扱要綱

平成21年3月30日

要綱第23号

改正 平成24年3月30日要綱第40号

平成29年3月31日要綱第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の公共物等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 市の公共物等への広告の掲載により、市の財源確保並びに市民サービスの向上を図り、民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の公共物等のうち、文字、文字と図画の組み合わせ、音声等により、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ その他広告掲載が可能であると市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載、掲出することをいう。

(3) 部局 丹波篠山市事務分掌条例（平成11年篠山市条例第7号）第1条の部並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局及び会計課をいう。

(4) 課 前号の部局の事務を分担する課（会計課を除く。）をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載することができない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(5) 個人、団体等の特定の意見表明を内容とするもの

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 誇大広告、不当表示など表現方法が不適切なもの

- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載することが適当でない広告に関する基準は、別途定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの広告媒体を所管する部局長（教育委員会事務局においては教育部長。）が別途定めるものとする。

(広告の掲載順位)

第6条 掲載する広告の順位は次のとおりとする。

(1) 市内に事業所を有する民間企業等及び主に市内で活動する市民団体等の広告。

(2) 前号に掲げる広告以外の広告。

2 前項の規定に関わらず、広告媒体を所管する部局・課によって、掲載順位を定めることができる。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格、掲載枠数、掲載位置、掲載料、掲載期間、制作方法等は、広告媒体を所管する部局・課が企画立案して、当該広告媒体ごとに別途定めるものとする。

(広告募集の事前協議)

第8条 広告掲載を行う広告媒体の募集にあたっては、当該広告媒体を所管する部局長により、市長に事前協議を行うものとする。

2 前項の事前協議にあたっては、行政経営課と合議を行うものとする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、その性質に応じて市の広報紙、ホームページその他効果的な方法により行うものとする。

(業務の委託)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、広告の募集について広告代理店等に業務を委託することができる。

2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告事業取扱いに関する事項は、当該広告媒体ごとに別途定めるものとする。

(広告掲載の申込み)

第11条 広告を掲載しようとするもの（以下「広告主」という。）は、別に定める広告掲載申込書に掲載を希望する広告の案を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、広告主は市税等を完納していなければならない、行政経営課長が行う「丹波篠山市広告事業申込み者の市税等納付に関する調査」について承諾するものとする。ただし、広告主において、前項に規定する広告掲載申込書に納期分までの納税証明書等を添付する場合はこの限りでない。

(広告の審査)

第12条 市長は、前条の広告掲載申込書が提出されたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、審査結果を別に定める広告掲載審査結果通知書により、広告主に通知するものとする。

(丹波篠山市広告審査会)

第13条 前条の審査を行うため、丹波篠山市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置することができる。

2 審査会は、次の各号のいずれかに掲げる場合に開催する。

(1) 第11条の規定に基づき提出のあった広告掲載申込書に係るその広告掲載の可否の審査について、所管部局から要請があった場合。

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める場合。

3 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 政策部行政経営課長（行財政改革関係）

(2) 総務部管財契約課長（行政財産利活用関係）

(3) 総務部総務課長（広報広聴関係）

(4) 市民生活部人権推進課長（人権啓発関係）

(5) 教育委員会事務局社会教育課長

(6) その他市長が必要と認める者

5 会長は政策部行政経営課長を、副会長は会長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

6 委員は、自ら出席できないときは、会長の承認を得て、代理を出席させることができる。会長は、審査会の会議を運営する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

7 会長は、必要に応じ会議を招集し、議長となる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

9 第2条に規定する目的を達成するため、各所属長は審査会の要請等に積極的に協力しなければならない。

10 会長は、審査会の審査結果及びその理由を市長に報告するものとする。

11 審査会の事務局は、政策部行政経営課に置く。

(広告掲載料の納付)

第14条 広告掲載が決定した広告主は、市長が発行する納入通知書により、指定する期日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を取消することができる。この場合、これによって生じた損害については、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 広告主から広告掲載取消しの申し出があったとき。
- (3) その他市長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、速やかに広告主にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 既に納められた広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長はその全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、当該広告媒体ごとに別途定めるものとし、利子は付さない。

(広告掲載に伴う責任等)

第17条 広告掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、当該広告主に対し、損害の賠償を請求することができる。

(広告を掲出した封筒等の受入れ)

第18条 市長は、広告を掲出した封筒等の寄附の申入れがあった場合、掲出される広告の内容について第4条第1項各号並びに丹波篠山市広告掲載基準に掲げる基準による審査のうえ、広告掲載が可能と判断するときは、当該寄附者と確認書を取り交わし、寄附を受けることができる。

2 前項の規定により寄附を受け入れるとき、次の各号のいずれかに該当する事由は、寄附者において速やかに対応するものとする。

- (1) 広告の内容に関する苦情等の解決
- (2) 広告主に問題が生じた際の当該封筒等の回収及び代替の封筒等の提供

3 市長は、第1項の確認書において、少なくとも1年に1回その内容に関して確認するものとする。

(補則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日要綱第40号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日要綱第41号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。